
第3回当別町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年8月31日(木) 午後3時00分開会

開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

1 出席委員 (16名)

- 1番 秋 吉 稔 之
- 2番 山 田 裕 一
- 3番 岸 本 辰 彦
- 4番 青 山 眞 士
- 5番 稲 村 勝 俊
- 6番 菊 田 実
- 7番 佐々木 章 史
- 8番 石 田 秀 人
- 9番 森 本 茂
- 10番 吉 成 賢 二
- 11番 古 熊 健 一
- 12番 狩 野 菊 恵
- 13番 且 見 英 和
- 14番 才 田 利 幸
- 15番 泉 和 浩
- 16番 重 原 昌 章

2 欠席委員 (0名)

3 出席事務局職員

局 長	舘 田 博 道
次 長	山 本 直 樹
農地振興係長	櫻 井 裕 介
主 事	佐 藤 康 行

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」

日程第5 報告第2号「農地法第4条及び第5条の規定による農地転用事業完了報告について」

- 日程第6 議案第1号「土地の現況証明願いの決定について」
- 日程第7 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」
- 日程第8 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」
- 日程第9 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」
- 日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」
- 日程第11 議案第6号「農地等の現況に関する照会について」

議 事 次 第

< 開会宣告 >

議 長 只今の出席委員16名、定足数に達しておりますので、第3回当別町農業委員会総会を開会いたします。

議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

< 日程第1 議事録署名委員の指名 >

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしの声がございましたので、3番岸本委員、4番青山委員を指名いたします。

< 日程第2 会期の決定 >

議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたしました。

< 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について事務局より説明をさせます。

事務局次長 先月の総会終了後の会務報告を申し上げます。

7月31日に農政委員会が開催され、16名の農業委員さんの担当地区などについて、ご決定をいただきました。その後、第23期当別町農業委員会懇親会が開催され、局長以下事務局4名も出席いたしました。8月1日には、平成29年度石狩地区農業委員会連合会臨時総会が開催され、重原会長、舘田事務局長が出席をしております。8月10日には会長・会長職務代理・農地転用委員長・副委員長会議開催されました。8月25日には、第3回農地転用審査特別委員会が開催されました。続いて8月30日には、当別・レクサンド都市交流協会第2回役委員会が開催され、重原会長が出席しております。

以上でございます。

< 日程第4 報告第1号 >

議 長 日程第4 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」ご説明申し上げます。

今回、願い出がありましたのは、番号1番から番号3番の3件でございます。内容につきましては、賃貸借を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

—議案書を朗読説明—

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、報告第1号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 質疑なしの声

議 長 異議なしと認め、報告第1号は、承認することに決定をいたしました。

< 日程第5 報告第2号 >

議 長 日程第5 報告第2号「農地法第4条及び第5条に係る事業完了報告について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました報告第2号「農地法第4条及び第5条に係る事業完了報告について」ご説明申し上げます。

今回報告がありましたのは、番号1番から番号3番の3件でございます。

番号1番・2番につきましては、自己所有農地に農業用倉庫を建設したものであり、番号3番につきましては、父より土地を借り受け農業用倉庫を建設したものであり、事務局で現地確認を行い、吉成転用委員長、才田転用副委員長、古熊転用副委員長に完了状況をご報告しております。

—議案書を朗読説明—

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、報告第2号については、承認することに決定をしてよろしい
でしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定をいたしました。

< 日程第6 議案第1号 >

議長 日程第6 議案第1号「土地の現況証明願いの決定について」を議題といたします。
事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第1号「土地の現況証明願いの決定について」ご説明申
し上げます。

今回、願い出がありましたのは、番号1番・番号2番の2件でございます。

番号1番の現地調査は8月10日に重原委員・秋吉委員・吉成委員・才田委員・古熊
委員と事務局の館田、山本、櫻井の8名により実施いたしました。

土地の現況は、一部農用地区域外の土地で山林化しており、排水性も悪く作付け困
難な土地となっております。

番号2番の現地調査は8月23日に重原委員・吉成委員・古熊委員と事務局の櫻井
の4名により実施いたしました。

土地の現況は、農用地区域外の土地で山林化されている土地となっております。

以上の現況につき、願い出のありました2件を、農地・採草放牧地以外と判定いたし
ました。

申請地の位置図及び現況写真につきましては、お手元に議案第1号資料として配布
させていただきたいと存じます。

—議案書を朗読説明—

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第1号については可とすることに決定をしてよろしい
でしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第1号は可とすることに決定いたしました。

< 日程第7 議案第2号 >

議長 日程第7 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたしま
す。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご
説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号2番の1件でございます。

こちらは、地上権の設定に係るものでございます。

番号1番の借主は、当該地を借り受け、太陽光発電設備を地中上に設置するもの
であります。なお、営農については引き続き貸主が行うものであります。

今回の申請につきましては、お手元にあります議案第2号資料「農地法第3条調査
書」のとおり、不許可の基準となる農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許

可要件の全てを満たすものと考えます。さらに、この案件に関しましては、次の日程第8議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご審議いただきますので、宜しくお願いいたします。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第2号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第2号は許可することに決定をいたしました。

< 日程第8 議案第3号 >

議 長 日程第8 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番の1件でございます。

番号1番の借主は、貸主から当該地を借り受け、営農型発電設備の設置を行うため一時転用しようとするものであります。

許可の基準となる農地区分の判断であります。当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用地区域内農地と判断されます。

農用地区域内農地の転用は、原則不許可であります。営農型発電設備の設置の場合は農地法施行令第4条「農地の転用の不許可の例外」の中の第1項第1号「一時転用」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。

尚、北海道農業会議への意見聴取については、すでに意見書を進達しており、承認されております。

また、農地法第5条調査書及び第3回農地転用審査特別委員会報告書は、議案第3号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたが、この案件は先に、第3回農地転用審査特別委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。

吉成委員長 第3回農地転用審査特別委員会の開催結果について、ご報告申し上げます。

開催日時、出席者等につきましては、お手元に配布しております報告書記載のとおりでございます。現地調査後、事務局から申請内容の説明を受け、内容を審査した結果、農地法第5条の規定による許可申請については適当であると意見を集約いたしましたので、報告いたします。

議 長 休憩いたします。

森本委員退席

議 長 再開いたします。説明及び報告が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第2号については、許可することに決定してよろしいでしょう

か。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第3号については、許可することに決定をいたしました。

議長 休憩いたします。

森本委員復席

< 日程第9 議案第4号 >

議長 再開いたします。日程第9 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は所有権の移転に係るものが、1件、4筆、8,468㎡で、賃貸借の利用権設定に係るものが9件、35筆、240,341㎡でございます。

尚、これら10件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議長 休憩いたします。

議長 再開いたします。説明が終わりましたので質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第4号については、決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第4号は許可することに決定をいたしました。

< 日程第10 議案第5号 >

議長 日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」ご説明申し上げます。

今回、斡旋の申し出がありましたのは、番号1番から番号3番の3件でございます。

これは、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る斡旋を受けたい旨の申し出があり、農地中間管理機構である北海道農業公社を含めた農用地の利用調整の結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、北海道農業公社による買入協議の通知を行うよう、当別町長に対して要請をしてよろしいか、その可否について決定を求めるものでございます。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声
議長 質疑なしと認め、議案第5号については可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、議案第5号は可とすることに決定いたしました。

< 日程第11 議案第6号 >

議長 日程第11 議案第6号「土地等の現況に関する照会について」を議題といたします。
事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第6号「土地等の現況に関する照会について」ご説明申し上げます。

今回、当別町より現況判定を求められたのは、番号1番の1件でございます。

番号1番の現地調査は8月23日に古熊委員・吉成委員・重原委員と事務局の山本・櫻井の5名により実施いたしました。

土地の現況ですが、都市計画区域の用途地域内で長年耕作されておらず宅地化された土地となっております。

以上の現況につき、判定を求められた1件を、農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

尚、申請地の位置図及び現況写真につきましては、お手元に議案第6号資料として配布させていただきましたので、ご高覧いただきたいと思います。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第6号については、可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第6号は、可とすることに決定いたしました。

< 閉会宣告 >

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、第3回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻 : 午後 4 時 1 0 分 >